

(8)

福嶺小学校 いじめ防止基本方針

宮古島市立福嶺小学校

1 基本的な考え

いじめは、「人間として絶対に許されない行為」である。しかし、いじめは「どの子にも、どの学校にも起こり得る。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。」これらの認識を教職員全員が共通理解の基に、日頃からささいな兆候を見逃さないように未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。

そのため、本校においては、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」第十三条に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(1) いじめの定義

「いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法第二条）

(2) いじめ対応の基本認識

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭の教育の在り方に大きくかかわる問題であること

2 いじめ防止のための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。

(1) 校内いじめ対策委員会

「校内いじめ対策委員会」を設置して、いじめの未然防止について、日ごろからの指導の方策を協議し方策や対策を決定する。

【校内いじめ対策委員会】（生徒指導委員会を兼ねる）

①校長 ②教頭 ③教務主任 ④生徒指導主任 ⑤養護教諭 ⑥関係教諭

※月1回の職員会議での情報交換を行い、必要に応じて対策委員会を開く。）

3 いじめ防止に関する具体的な取組

【教師がすること】

- (1) いじめの早期発見・対応に努める。
 - 年に2回の教育相談（アンケート及び面談）実施
 - いじめアンケートの実施（月1回）とその分析
 - 日常の子どもの見取り
 - ・児童の様子を注意深く観察
 - ・月3日欠席児童の把握
 - ・ささいなことでも情報交換（まじめな雑談）
 - ・児童に関する情報は生徒指導主任が窓口となり集約し、教頭・校長にすみやかに報告
 - ・気になる事案、月3日欠席児童がある場合は「いじめサポート班」で対応
 - ・必要な情報は全職員で共有して対応
- (2) 教育相談等で把握した気付きな児童については、引き続き注意深く観察し、個別に教育相談等を行い対応をしていく。
- (3) 軽微な問題行動についても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識の下、個別指導及び学級等で全体指導を行う。
- (4) 人権教育年間指導計画に沿った取組みを確実に行う。

【児童がすること（教師の指導の下）】

- (1) 帰りの会等で一日を振り返る。
 - 反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
 - 学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う。
- (2) 月1回の学級での話し合い活動を行う。
 - 子どもたちで問題点を出して、解決のための手立てを考えていく。
- (3) 友達の名前をくん、さん、で呼び合うことを児童会の取組みとして行い、お互いを尊重しあう環境づくりをする。
※児童会の取組みと同調して学級指導を行っていく。

【家庭に協力を求めること】

- 解決には子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちがかかえるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。
- (1) 家庭での子どもの様子に気付きなことがあれば、すぐに報告を願う。
 - (2) いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞き、家庭においても学校と協力して指導を願う。

4 いじめ防止年間計画

	「いじめ対策委員会」の取り組み	学級・全職員での取り組み
1 学 期	<p>【4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の確認 望ましい集団づくりのための取り組み内容の検討 いじめアンケートの実施 <p>【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談の取り組み内容検討 いじめアンケートの実施・考察 <p>【6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施・考察 教育相談の実施・考察 <p>【7月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施・考察 1学期の取り組みの反省と2学期以降の取り組みの検討 	<p>【4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本の方針の共通理解 関係機関の担当者の把握（生徒指導主任） 学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA総会） （PTA 総会時 校長） いじめアンケートの実施・考察 <p>【5月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施・考察 <p>【6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談後の情報交換（研修会） <p>【7月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート実施 1学期の取り組みの情報共有
2 学 期	<p>【9月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談の取り組み内容検討 いじめアンケートの実施・考察 <p>【10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権週間の取り組み内容の検討 教育相談の取り組み内容検討 いじめアンケートの実施・考察 <p>【11月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施・考察 <p>【12月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2学期の取り組みの反省と3学期以降の取り組みの検討 いじめアンケートの実施・考察 	<p>【9月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夏休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） いじめアンケートの実施・考察 <p>【10月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育相談後の情報交換（研修会） いじめアンケートの実施・考察 <p>【11月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施・考察 <p>【12月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施・考察 2学期の取り組みの情報共有
3 学 期	<p>【1月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施・考察 <p>【2月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 3学期の取り組みの反省と来年度の取り組みの検討いじめアンケートの実施・考察 <p>【3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施・考察 	<p>【1月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 冬休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） <p>【2月】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本年度の取り組みの評価（研修会） <p>【3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施・考察
<p>※定期的取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の職員会議で児童についての情報交換 児童の一日の学級での様子のチェック（朝の会・帰りの会・休み時間・日記等） 教育相談・いじめアンケートの実施・考察等 毎月の問題行動等に関する調査・報告（毎月10日までに委員会へ報告） 		

5 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

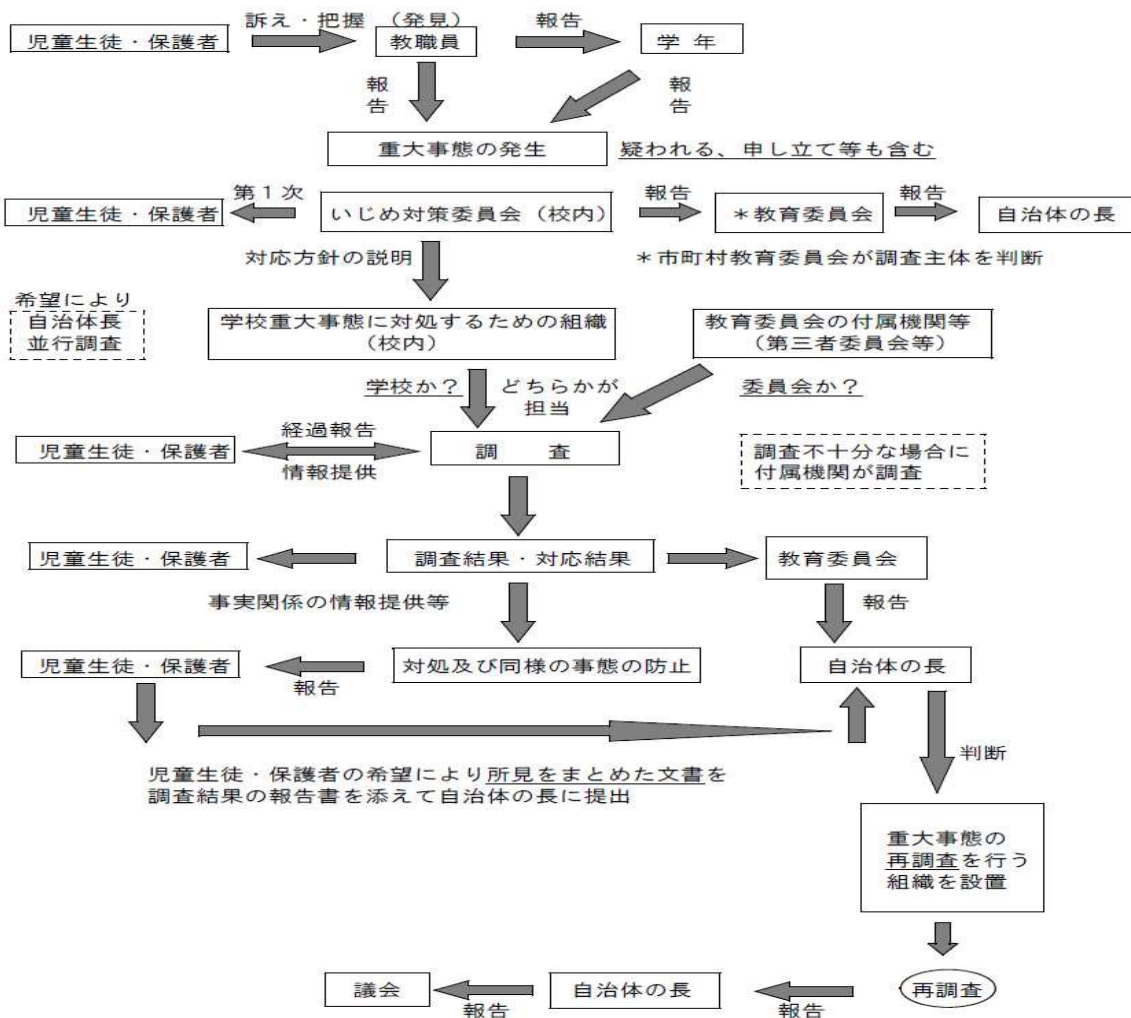
- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ② 「相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）」
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ① 速やかに宮古島市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ② 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断する。当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ③ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処

【重大事態発生の事案対処等のフロー図例】



※ 「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

いじめ対応マニュアル(いじめを把握したとき)

